

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う米子市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

1 背景

令和3年5月19日にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「法律」といいます。）が公布されました。

この法律では、個人情報保護法に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）を改正し、個人情報保護法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

これにより、これまで市の個人情報保護制度については、「米子市個人情報保護条例」（平成17年米子市条例第23号）を根拠としていましたが、令和5年4月1日以降は、個人情報保護法を根拠とすることになります。

個人情報保護法の改正によって全ての地方公共団体に個人情報保護法の規定が適用されることに伴い、令和5年4月1日までの間に条例の各規定について改正等の対応が必要となりました。

2 改正個人情報保護法において条例で定める必要があるとされている事項について

(1) 費用負担

改正法による改正後の個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」といいます。）は、地方公共団体の機関に対し保有個人情報の開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと規定しています。

現行の米子市個人情報保護条例（以下「現行条例」といいます。）では、閲覧、聴取又は視聴の方法により行う、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に要する手数料は無料とし、開示の場合において写しを交付する場合には写しの作成及び送付に要する費用を開示請求者の負担としています。

今回の個人情報保護法の改正を理由として請求者に対して開示手数料として新たな費用負担を求める合理的な理由は見当たらないことから、引き続き閲覧、聴取又は視聴の方法により行う保有個人情報の開示に係る手数料は無料とし、写しの交付の方法により行う保有個人情報の開示に係る実費相当額の手数料のみを請求者の負担とします。

(2) 行政機関匿名加工情報の利用に係る手数料

現行条例では、行政機関等匿名加工情報に係る規定を定めていません。

一方、改正個人情報保護法では、第109条以下で行政機関等匿名加工情報に関する規定が定められたものの、改正個人情報保護法附則第7条により、当分の間は、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体については、当該情報の提供に係る制度の導入は、任意事項となっています。

また、「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」（令和2年12月）において、「既に

制度を運用している国の行政機関等において事例の蓄積が乏しいことや、地方公共団体等において非識別加工に関する十分な知見を持った人材がいないことなどから、非識別加工情報の提供制度の適正な運用の確保に対して懸念があるとの指摘がある。」との報告もあります。米子市においても、事例もなく十分な知見を持つ人材がいないことについては「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」に指摘されているとおりです。

市民が情報主体であるという点を十分意識して、慎重に検討していく必要があると考えるため、法施行日での行政機関匿名加工情報の規定は置かないこととします。

また、行政機関等匿名加工情報の利活用に対する具体的な事務が生じないため、現段階においては手数料の定めは行いません。

※ 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を復元できないようにした情報をいいます。

3 改正個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項

(1) 条例要配慮個人情報

現行条例では、個人情報保護法の規定を引用し、要配慮個人情報を定義しています。

改正個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行令においても要配慮個人情報に関する規定がありますが、地域の特性等その他の事情に応じて、「条例要配慮個人情報」として必要に応じてこれを条例で定めることができるとされています。

地域の特性に応じて、米子市において条例要配慮個人情報として位置付けるべき情報の類型は、現時点では特段見当たりませんので、条例要配慮個人情報を規定しないこととし、今後の社会情勢の変化、市における諸施策の動向等を踏まえて必用に応じて見直しを図ることとします。

(2) 個人情報ファイル簿及び個人情報事務取扱登録簿

・個人情報ファイル簿

改正個人情報保護法では、保有している個人情報ファイルについて、原則として、個人情報ファイルに係る一定事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないこととされています。

ただし、本人の数が1000人に満たない個人情報情報ファイルは、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外となります。

・個人情報取扱事務登録簿

現行条例では、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするとき等は、あらかじめ、所定の事項を市長に届け出なければならないこととされており、当該届出のあった事項を記録した個人情報取扱事務登録簿が作成されています。この届出は、対象者の人数にかかわらず行うこととされています。

改正個人情報保護法の規定により作成が義務付けられる個人情報ファイル簿に加え、全ての個人情報を取り扱う事務について、これまでどおり個人情報事務登録簿の作成を継続する

ことは、事務の効率性を考えると非効率ですので、個人情報を取り扱う事務のうち、当該事務に係る個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿の作成の義務がないものを開始しようとする場合等に限り、所定の事項を市長に届け出なければならないこととし、当該届出のあった事務については、引き続き個人情報取扱事務登録簿を利用することとします。

(3) 公務員氏名の開示・不開示

現行条例では個人情報開示請求に対して、公務員の「職」、「氏名」及び「当該業務遂行の内容」に係る部分は開示することとしています。

改正個人情報保護法においては、個人情報開示請求に対し、公務員の「職」及び「職務遂行の内容」に係る部分を開示するものとし、「氏名」は個人情報として保護されるとされています。

また、公務員の氏名は「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（改正個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号イ）に該当する場合、開示されます。

なお、米子市情報公開条例では、情報公開請求に対して、公務員の「職」、「職務遂行の内容」及び「氏名」に係る部分は公開するものとして規定しています。

個人情報開示請求に対する開示事項及び不開示事項と、情報公開請求に対する公開事項及び非公開事項に違いはありますが、結果的に、原則、氏名は開示されることとなるため、公務員氏名を開示する規定は設けません。

(4) 開示決定の期限

改正個人情報保護法は、保有個人情報の開示請求に係る処理期間を、原則として請求があった日から 30 日以内とし、事務処理上困難その他正当な理由がある時は 30 日以内に限り延長できると定めています。この期間は地方公共団体が条例により短縮することができます。

現行条例では、保有個人情報開示請求に係る処理期間を、原則として 15 日以内とし、事務処理上困難その他正当な理由がある場合にはさらに 15 日延長できると規定しており、開示請求の場合、現行条例と改正個人情報保護法で違いが生じています。

処理期間には勤務を要しない日も含んでおり、ゴールデンウィーク（最長 8 日休業日）や年末年始（最長 10 日休業日）などの長期休業には、通常の期間では処理できない不都合が生じることが想定されます。

また、改正個人情報保護法第 85 条は「事案の移送」を規定しており、これは現行条例には規定がなく、現状は運用されていない制度です。例えば米子市が他の地方公共団体から開示請求の移送を受けた場合、移送元である他の地方公共団体と米子市との間で開示決定等に係る期間の違いから米子市が当該地の地方公共団体から事案の移送を受けた時点で現行条例の定める決定期限（15 日）を経過している事態が生じることが想定されます。

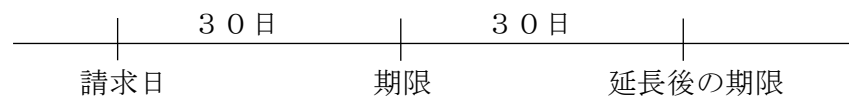
訂正請求・利用の停止の請求の場合「当該訂正等請求があった日から 30 日以内」、「事務処理上の困難その他正当な理由があるときは 30 日に限り延長することができる」旨の規定がありますが、これは、現行条例と同じとなっています。

開示請求に関しては、保護を主目的とする個人情報において、拙速な開示ではなく、慎重かつ適切に開示する必要性があることを考えると改正個人情報保護法と同じ扱いとすることが適切であると考えます。

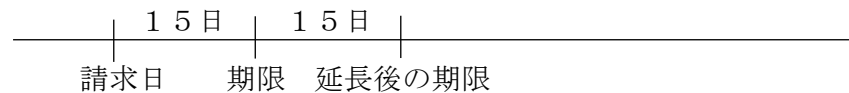
今後は、全国的な共通ルールを規定し、その所管を個人情報保護委員会に一元化することとなり、市独自の判断はできず、より厳格な審査が必要となります。

上記のような不都合の解決や厳格な審査をするために開示決定の処理期間については改正個人情報保護法のとおりとします。

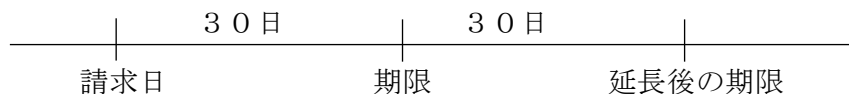
改正個人情報保護法（開示請求、訂正等）



現行条例（開示請求）



現行条例（訂正等）



(5) 審査会への諮問案件

改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができることとされています。

改正個人情報保護法施行後には、個人情報保護委員会による地方公共団体の監視も行われますが、個人の権利・利益の保護や市の施策を実施する上で審査会は引き続き重要な役割を担うと考えます。

専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認める場合には、確実に審査会の意見を聞くことができるよう条例に規定します。

また、個人情報の取得・利用・提供等について典型的に取扱いを諮問すべきとする条例は定めてはならないこととされています。

4 その他事項

(1) 個人情報保護制度の対象となる機関

現行条例では、実施機関として、市の機関を規定しており、この中には議会も含まれていますが、改正個人情報保護法においては、法の適用対象としての地方公共団体の機関から議会は除かれています。

このため、議会においては、個人情報の取扱いに係る条例等を新たに整備することにより必要な事項を定めます。

また、新たな条例では、実施機関に「財産区管理会」を含むこととします。

(2) 情報公開・個人情報保護審査会

現行条例では、保有個人情報の開示請求における不開示等の決定又は不作為についての審査請求があったときは米子市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとしており、当該審査会の組織、所掌事務等については、情報公開・個人情報保護審査会条例に定められています。

改正個人情報保護法では、地方公共団体に対してこれらの審査請求があった場合の諮問機関は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の規定により設置される附属機関とされ、その組織、運営は条例により定めることとされています。

これにより、米子市情報公開・個人情報保護審査会は行政不服審査法に基づき設置される附属機関として、保有個人情報の開示請求における不開示等の決定又は不作為についての審査請求に係る諮問を受けることとなります。

(3) 運用状況の公表

現行条例では、毎年度、条例の施行の状況を取りまとめ公表することとされています。

改正個人情報保護法では、個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正個人情報保護法の施行状況について報告を求めるとされ、毎年度、その報告を取りまとめ、概要を公表することとされていますが、地方公共団体において運用状況等の公表についての規定はありません。

市では現行条例と同様に、制度の施行状況を公表し、個人情報の保護を一層推進するための情報提供を市民に行うことは必要であると考えます。

改正個人情報保護法施行後についても、条例に規定することにより、引き続き制度の施行状況等を一般に公表します。